

社会資本整備審議会 建築分科会  
第6回 集団規定のあり方部会 議事要旨

1. 日 時：平成13年12月21日（金）13：30～15：35

2. 場 所：国土交通省3号館11階特別会議室

3. 議事要旨：

規制の目的に合致した制度に再構築する見直しであり、単なる規制緩和ではないことを強く表現すべきである。

規制の根拠に応じた制度の見直しであることが明確になるよう記述すべきである。

地域の活性化について様々なパターンがあることを表現すべきである。

インフラ負荷に着目した容積率の合理化について、建物用途と立地との関係にもふれておくべきである。

容積率制限も形態制限上の一定の役割があるのではないか。

集団規定は低層住宅を基本に想定されており、高層建築物を想定した規制を別に構築する必要がある。

規制の上限値については必要がなければ設けなくてもよいのではないか。

単に規制が細くなり規制強化されるのではなく、外部不経済を考慮した上の目的に応じた規制の合理化であることを示すべきである。

敷地規模制限は必要に応じ税制等も含めた幅広の見地から議論することが必要である。

時間コストの削減や行政の説明責任を補完する役割として建築審査会等の第三者機関の活用が必要である。

特定行政庁と事業者等の相互関係の調整は、できる限り文書化が必要である。

時間コストの削減のためにも法の範囲を超えた特定行政庁等の権限行使について制限する制度を検討すべきである。

地方公共団体のまちづくり行政を法律で詳細に規定するには立法との調整が必要である。

眺望等を集団規定ですべて規定することには限界がある。

集団規定の体系のなかで風害・緑化等の基準を定めることには限界がある。

優良な建築物を地域性等を加味して建築できる制度を集団規定の枠組みのなかで規定する必要がある。

行政指導に対する不服申し立てができるシステムを建築基準法独自の制度

として設けるべきである。

ルールがないときに法律によらず指導するのは好ましくなく、できる限りルールは明確化すべきである。

都市再生のような緊急度の高い事項に対する市区町村の対応に課題がある。特定行政庁の手続きの迅速化に国が関与し補完できる制度を示すべきである。

手続きの迅速化を担保するため、国が地方公共団体の許認可の代行をできる規定を検討すべきである。

国の利害にかかわる事項以外は国が地方公共団体の許認可の代行を行う規定の検討は慎重に行う必要がある。

街区単位の規制の詳細化は技術的側面以外に社会合意的な側面の検討が必要であることを示すべきである。

街区・地区単位での外部不経済を考慮した新しい制度であることを表記する必要がある。

規制の効果の検証を定量的に行うことを示すべき。

規制を評価する仕組みとそれをうけ速やかに規制を修正できるシステムの必要性を示すべきである。

実効性確保の観点から経済的インセンティブの考え方を導入することを示すべきである。

違反是正について実効性確保のため建築士法等の他法令と連動する必要性を強く表現すべきである。

今後の検討のなかで、私法と公法との交わる領域として建築協定等住民側の合意にもとづき規制を行うシステムの検討について明記すべきである。

建築基準法上の「最低の基準」を確保する目的のみでは、多様な目的を達成することに限界があり、国と地方との役割の分担についても再考する必要がある。

最低限守るべき基準として整理すべきかどうかを含め、集団規定のあり方自体を検討すべき時期に来ていることを明記すべきである。

ナショナルコードとローカルコードの役割分担について中長期的課題として整理する必要がある。

中長期的課題として、都市計画と建築基準法を包含した土地利用コントロール制度に係る国、地方公共団体、地区住民の担う役割を再構築する必要性を示すべきである。

集団規定の様々な規定を活用する上で、地区共通の空間像を描き出す仕組みが必要である。

特定行政庁、民間事業者、地域住民等の利害の異なる者の合意形成を図る

ため、それぞれの役割・権限・責任について示すべきである。

事業者による地域の活性化がどのような形で地域の持続性と結びつくか検討すべきである。